

縄文巡りで津軽海峡交流圏魅力発信業務仕様書

1 業務名

縄文巡りで津軽海峡交流圏魅力発信業務

2 業務実施の背景及び目的

- 平成28年3月26日、北海道新幹線 新青森・新函館北斗間が開業し、青森県と北海道が新幹線で結ばれた。
- 青森県と道南地域の交流の歴史は古く、縄文時代から交流があったと言われている。津軽海峡エリアは、縄文時代に栄えた円筒土器文化の中心地域であり、また、三内丸山遺跡から、北海道産の石や黒曜石で作られた道具が出土している。「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界遺産登録に向けて、内外の注目が高まっているところでもある。
- 平成25年度から、津軽海峡を挟んだ青森県と道南地域を一つの域とする津軽海峡交流圏を形成し、域内の交流の活発化とともに域外からの交流人口の拡大を図り域内の経済発展につなげる「λ（ラムダ）プロジェクト」に取り組んでいるところ。
- この業務は、圏域住民向け縄文ツアーによる域内住民の相互理解ひいては津軽海峡交流圏の一体感の醸成と、外国人個人観光客向け“公共交通で巡る縄文の旅”の情報発信による津軽海峡交流圏の認知度向上と北海道新幹線の利用促進を目的とする。

3 業務の内容

(1) 圏域住民向け縄文ツアー（道南×青森県 住民親子ツアー）の実施

青森県と道南地域の縄文遺跡と地元の方との交流を通じた津軽海峡交流圏を堪能する冬期間周遊ツアーを実施する。

① 目的

将来の圏域の担い手である子供の相互理解、一体感の醸成

② 対象

青森県及び道南地域の親子（子どもは小学生）

③ 内容

縄文関連コンテンツの見学、学習、体験プログラム等を通じて、参加者と地元の方との交流の場となる北海道新幹線を利用するツアーを実施する。

④ 実施時期

平成31年1月～平成31年2月の土日祝日 1泊2日

⑤ 回数

青森市発1回、函館市発1回

⑥ 参加人数

1回当たり親子15組（30名程度）

⑦ その他

- ・ 青森市出発ツアーは、道南の縄文関連施設を1か所以上、函館市出発ツアーは、青森県内の縄文関連施設の1か所以上訪問すること。その際、参加者と縄文協力団体や津軽海峡交流圏ラムダ作戦会議委員などの圏域内で活躍する地元の方々との交流企画を実施すること。
- ・ 「マギユロウ」や「どこでもユキちゃん」などのゆるキャラを効果的に活用すること。

- ・ 訪問先で、親子で楽しめる縄文をテーマとした冬ならではの体験企画を実施すること。

⑧ 留意点

- ・ ツアーでは青森県と道南地域を北海道新幹線で往復利用すること。
- ・ 告知・募集は、縄文、津軽海峡交流圏、北海道新幹線の魅力が十分伝わるようにチラシ、ポスター、WEB上など各種媒体を効果的に使って行うこと。
- ・ 最少催行人数を事前に協議し、対応を決定しておくこと。
- ・ ツアー終了後に参加者に協力してもらう内容を事前に協議し、条件を付けて募集すること。

(2) 外国人個人観光客向け“公共交通で巡る縄文の旅”の情報発信

縄文関連施設と津軽海峡交流圏の見どころを公共交通機関で巡る外国人個人客向けルートの楽しみ方を、外国人目線により分かりやすく発信する。

① 目的

縄文関連施設と津軽海峡交流圏の見どころの魅力発信により外国人観光客の誘客促進を図る。

② 招聘期間

平成31年1月から平成31年3月（青森県及び道南地域の滞在期間 2泊3日程度）

③ 招聘対象

英語圏在住者 1名

（縄文に興味を持ち、WEB上で影響力がある外国人を選定すること。）

④ 内容

- ・ 縄文関連施設と津軽海峡交流圏の見どころを公共交通機関で巡る外国人個人客向けルートの楽しみ方を発信する。
- ・ 取材行程は、日本語で翻訳し、事前に青森県と北海道に提出すること。
- ・ 3月中旬までの間に取材先の記事等を作成し、招聘者のSNSで配信すること。なお、事前に、配信する時期と記事等内容の日本語翻訳を青森県と北海道に報告し、その了承を得ること。媒体や回数は事前に協議すること。

⑤ 留意点

- ・ 発信する内容は、青森県庁及び北海道庁のホームページ内と連動させることができるように工夫すること。
- ・ 取材地域は、津軽海峡交流圏（青森県及び道南地域）とすること。
- ・ 取材には担当員を1名以上配置すること。
- ・ 事前に交通事業者と十分調整の上、コースを作成すること。

4 成果品

実施報告書は紙媒体5部、電子媒体（CD-ROM）1部とする。

5 事業スケジュール及び履行期限

平成30年12月	・・・契約予定
平成30年12月～平成31年3月	・・・業務実施
平成31年3月25日	・・・履行期限

6 業務費の目安 4,000千円以内（消費税込）

※ 青森県分 2,000千円、北海道分 2,000千円

※ 北海道分については、別途、北海道が北海道財務規則等に基づき契約事務を進めることとなる。

7 その他

北海道側の契約内容によっては、上記指示内容に若干の変更が生じる場合があるので了承のこと。